

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県担当部局長 殿
各府省庁担当課室長 各位

内閣官房 内閣感染症危機管理統括庁

新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく各種事務手続における
旧氏の使用について（周知）

平素よりお世話になっております。

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日ごろよりご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

さて、「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 8 年 3 月 13 日閣議決定）、「女性
活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」（令和 7 年 6 月
10 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、旧氏（旧姓）の通称
使用の拡大やその周知に取り組むとされています。

これらを踏まえ、別紙に記載の新型インフルエンザ等対策特別措置法その他
の法令等（他の省庁が主管する規定を除く。）に基づく各種事務手続（通知、交
付等）のうち、氏名を記載することとされているものについて、申請者等が旧氏
による記載を希望する場合は、旧氏の使用を認めて取り扱うことが可能である
ことを周知します。

また、都道府県担当部局におかれましては、管内市区町村に対しても周知方よ
ろしく申し上げます。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1
項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

（留意事項）

- ・本人であることを確認する必要がある手続については、手続の性質上、本人
との同一性を担保できる限りにおいて旧氏の使用が可能である。
- ・法令等により地方公共団体が処理することとされる事務については、各地方
公共団体の手続の実情に応じた旧氏の取扱いを行うこととして差し支えな
いが、可能な限り旧氏の利用が可能となるよう配慮をお願いする。

別紙

○ 対象法令一覧

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）
- ・ 新型インフルエンザ等対策推進会議令（令和 3 年政令第 138 号）

○ 対象手引き・ガイドライン等一覧

- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）
- ・ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（内閣感染症危機管理監 決裁 令和 7 年 12 月 15 日一部改定）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める件（内閣総理大臣公示 令和 5 年 12 月 22 日最終改正）